

平成31年全国消費実態調査分科会（第5回）議事概要

1 日 時 平成30年6月13日（水） 9:30～11:30

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出 席 者

委 員：福井武弘座長（青山学院大学経営学部教授）

伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）

元山齊委員（青山学院大学経済学部教授）

川辺健一郎委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：宇南山卓（一橋大学経済研究所准教授）

田中慶子（慶應義塾大学経済学部特任准教授）

大道伊津栄（愛知県県民文化部統計課主幹）（代理）

田中浩文（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課調査係長）（代理）

オブザーバー：小寺信也（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付  
参事官補佐）（代理）

浦沢聰士（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長）

免田圭介（厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐）（代理）

総務省：佐伯統計調査部長、栗田調査企画課長、阿向消費統計課長、中村物価統計室  
長、塚田消費指標調整官、鳴北課長補佐、蛸井企画指導第二係長、落合統計  
専門職、渡部統計専門職、佐々木係員

4 議 事

- (1) 調査方法及び実施時期について
- (2) 調査内容について
- (3) その他

5 議事要旨

○ 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの  
主な意見は以下のとおり。

(1) 調査方法及び実施時期について

- ① 平成31年全国消費実態調査の適切な実施について（要望）  
・実査の面で非常に厳しい状況にあり、3月に東京都、愛知県及び福岡市から要望を提出し

た。ただ、今回の分科会で配布された資料を見ると、前回調査と比べて（実査面の負担軽減に）配慮いただいていると思う。現在都道府県に対して次回調査に係る意見照会が行われているが、この回答について次回分科会の議題に盛り込んでいただけるとのことで、よろしくお願ひしたい。

- ・市（町村）からは統計調査全般について厳しい状況にあるという声があがっている。そのような状況の中、実査を担う調査員や市町村がこの調査を円滑に実施できるのかという観点からご審議いただきたい。

- ・調査世帯、調査員確保の困難さが大きな課題である。

←今年度は調査計画をまとめる年度である。意見やコメントをしっかりと踏まえ、統計精度の向上と併せ現場の負担軽減、記入のしやすさを両立した調査設計を図っていきたい。

- ・分科会としても地方の要望をしっかりと受け止めたい。

## ② 実施時期について（資料 1）

- ・実施時期を考えるにあたっては、調査客体、調査員、自治体の実務負担と、結果数値の有用性のバランスを考慮することが重要である。また、軽減税率の導入や幼児教育・保育の無償化といった政策変更が調査期間中に行われる場合は、その影響も無視はできず、過去の結果との整合性も考慮し、すでに公表されている数値の精度が安定する期間を選ぶとすれば、10・11月の実施が望ましい。

- ・9・10月実施の場合、（消費税率改定に伴う）駆け込み需要と反動減を捉えられることは魅力的だが、どちらも1か月といった短い期間で終わる現象ではなく、（全国消費実態調査で分析することにより）ミスリードとなる可能性もある。耐久財の過去1年の購入状況を調べられれば、駆け込み需要についての分析ニーズに応えられるのではないか。

←耐久財の過去1年の購入状況の調査については、記入可能か、またその精度を検証する観点から試験調査を現在実施中でありこれを踏まえて検討する。

- ・必ずしも全調査区・全世帯が同一の時期に調査するという形でなくてもよいのではないか。もし可能であれば、9・10月実施のところと10・11月実施のところに分けて、全体としては3か月の調査とする案もあると思う。

- ・調査期間を3か月に分散させるのは、調査員の稼働期間が増えること、調査のオペレーションが煩雑になることから避けるべきである。

- ・調査期間を3か月に分散させてローテーションで行う案は、自治体によっては混乱を生じさせる。1～2人で統計業務を行っているような小さな自治体もあるため、管理しきれないと思う。

- ・税率改定の時期に大規模な調査ができるのは魅力なので、（10・11月に実施する場合でも）たとえば一部の世帯で（9月に）プレ調査のようなものができればありがたい。

- ・実務上は10・11月実施が望ましいが、駆け込み需要と反動減の両方が入っている9・10月実施のほうが、バイアスがより小さくなるという観点からはよいと考えられる。しかしながら、この点に関しては家計調査の情報で補うということも可能である。

- ・実務を担う立場から言えば、準備期間が長いほど正確性の向上に寄与できると考えられる。また、実施時期の検討にあたっては、お盆時期に調査客体や調査員が不在になりがちであることも考慮してほしい。
- ・10・11月の実施とすれば、調査依頼時期の9月の休みが多い時期などは、単身世帯と面会しやすいのではないか。
- ・9・10月実施の場合、調査員は酷暑の8月に困難な依頼活動を強いられる。市町村は1～2人で統計業務をすべてこなしているところもあり、加えて選挙事務も兼務している。選挙の時期は選挙事務が優先になってしまうため、（7月に参院選が予定されていることを考えると）10・11月実施のほうが影響は少ない。

## (2) 調査内容について

### ① 調査票案（家計簿）について（資料2）

- ・「支払い方法」欄の電子マネーの項目は、現状プリペイドとポストペイの分類しかないが、消費の実態をより反映するには、たとえばさらなる内訳としてICカードとスマートフォンの利用に関する分類を設けるなど、細分化してはどうか。
- ・「購入先」欄のうち「通信販売」をインターネットとその他に分けているが、インターネットでない通信販売は数も多くないと思われるため、分けなくてもよいのではないか。
- ・「生協・購買」の選択肢については、誤解を招きやすいこともあり、統合してもよいのではないか。店舗販売については一般小売店やスーパーと分ける必要性に乏しく、配達以外については他の業態と統合して、配達だけに限定すべきではないか。

### ② 収支項目の検討について（資料3）

- ・厚生労働省では5年に一度生活扶助基準を検証しており、全国消費実態調査の結果を利用している。被服一般は生活費の対象であるのに対し、学校制服は別のものから支出されるため、「学校制服」を項目として残してほしい。

←同じく要望をいただいている学校給食費のように毎月支出がある項目と違って、家計調査によると制服は春先の支出が多く、秋の支出はわずかであり、全国消費実態調査の結果利用上注意を要するところ。また、COICOP分類を意識した分類とすると、学校制服だけ特出しするのは違和感がある。

- ・調査負担の大きさが深刻な問題となっていることも議論を通じて理解している。一方で、結果を利用する立場として、これまでも、収支項目の見直しを進めるに当たっては、細分類項目全般を従来より国民経済計算の推計に利用しているため、これまでの調査と連続性を大きく損なうことのないようにしてもらいたいと要望してきたところ。繰り返しになるが、分科会においては試験調査の結果等も踏まえ、引き続き慎重な検討をいただきたい。
- ←国民経済計算推計上の要望ということで承知。家計簿に関する調査負担の軽減と利用上支障のない結果精度の維持ということで、今回の分類案を提示させていただいた。ただ、この案では国民経済計算の推計上大きな支障があるということであれば、さらなる検討が

必要になると認識。もし大きな支障が出そうだということであれば、どの程度の影響が出そうなのかお示しいただけるとありがたい。

←GDP の推計において推計全体にどのような影響が出るのかを緻密に示すのは難しいが、例えば全国消費実態調査の結果を用いずに推計を行うといった仮定計算を行い、現在の公表値との差を示すことは考えられる。一般論として推計に当たっては、家計の消費行動を可能な限り精緻に捉えるようにしているが、今回の見直しが推計全体に与える影響を予め示すことは困難なため、その点をご理解の上、検討していただきたい。

←引き続き、内閣府との間で検討を進めていきたい。

- ・消費に季節性があるにも関わらず、全国消費実態調査が特定の季節に限られた調査であることから、家計調査的な（細かな）分類をすることに意味があるのか疑問であり、（全国消費実態調査の分類を）簡素化するのはやむを得ないと考える。分類を簡素化することで全国消費実態調査の利用価値が損なわれるという不安に対しては、時期を合わせてみると、全国消費実態調査と家計調査で同様であること、または、品目によっては全国消費実態調査の調査期間の支出で年間の支出を見るのは不適切な場合があることを過去の全国消費実態調査と家計調査の結果を用いて示しておくなどするのがよいのではないか。

### ③ 調査票案（年収・貯蓄等調査票）について（資料 4）

- ・「貯蓄（savings）」というのは経済学の世界ではフローのうち蓄積に回った部分のことを指すので、「年収・貯蓄等調査票」という名称は不適切ではないか。全国消費実態調査は、単身世帯を含めて包括的に資産を調べているという点が強みであり、それも踏まえて「年収・資産等調査票」といった名称に変更してはいかがか。その場合は、世帯票にある現住居以外の住宅・土地を、資産としてこちらの調査票に移すと収まりがよい。

←例えば、相続した実家の住居を「資産」という括りで調査するのが一般の方にも受け入れられるのかという観点も踏まえて検討する。

- ・投資信託を項目として分けるというのは、整理されていてわかりやすくてよい。
- ・年間収入の内訳について、65 歳以上と 65 歳未満で分けているが、これは、世帯票に記載されている年齢、さらには年金収入の有無を見れば把握可能である。それよりも一人一人の内訳がわかるほうがいい。

←65 歳以上を分けているのは、OECD への情報提供のため。個人がわかるように記入するとなると、忌避感の増大が懸念されるが、検討する。

- ・退職金については対象外となっているが、把握が簡単であることもあり、調査できれば有効な情報になるのではないか。

←現在の「年間収入」は一時的な収入を除くものと定義していることから、もし退職金を調査する場合、退職金を含む集計と含まない集計が必要となる。この場合、退職金自体に十分な結果精度が求められるが、退職金記入の出現頻度を踏まえて検討する。

### ④ 調査票案（世帯票）について（資料 5）

- ・今回示された就学状況の項目は、「小学・中学」や「大学・大学院」となっていて26年世帯票よりも項目が粗い。大学生と大学院生では収入も支出も違う。実態把握の観点から細かく分けたほうがよい。  
←大学生と大学院生については改めて整理する。小学生と中学生は年齢で切り分けることが可能。小学・中学を分けると、卒業者の場合は記入への忌避感がある。国勢調査の第一次試験調査からも、ここを分けると記入率が下がることが示唆されている。
- ・就学状況が「その他」の人は2回その他を選択することになっているが、保育園・保育所と幼稚園を学校種別に含めれば、その他を一度選択するだけでいいのではないか。  
←対象に乳児が含まれる調査では、国勢調査の選択肢がスタンダードなものと考えており、国勢調査の調査票にならっている。
- ・専門学校の修業年限を細かく聞く理由は何か。  
←修業年限によって大卒相当などと把握する必要がある。
- ・旧制中学だけ特出しする理由は何か。  
・介護の項目は、要介護度の段階や介護保険の自己負担割合についての情報が今後必要になってくるのではないか。  
←施設に入っている人は調査の対象外のため、要介護度の高い方は調査の対象に入りにくく、要介護度別の結果を得るのに十分な集計対象が確保できるか慎重な検討が必要。介護保険の自己負担割合については、世帯票や年収・貯蓄等調査票から推定できるのではないか。

#### ⑤ 調査票案（耐久財等調査票）について（資料6）

- ・耐久財等調査票については、A4両面で1枚という記入者負担に見合ったニーズがあるのか。この調査票自体が本当に必要なか再度検討する必要がある。もし耐久財等調査票での調査をやめるとしても、自動車については資産としての観点から世帯票に移して残してもいいのではないか。

#### ⑥ 調査票案（ショートフォーム様式）について（資料7）

- ・ショート様式とロング様式で微妙に異なる調査票をそれぞれ作るよりも、ショート様式の「年収・貯蓄等調査票」にある住宅ローンなどの項目は世帯票に移し、ショートとロングで異なるのは世帯票だけにしてはどうか。
- ・年収や資産を重視する方向性は妥当と考える。これを核にするならショート・ロングで様式は共通にすべき。
- ・ショート様式の世帯票は名前の欄がないので、ロング様式に比べ（学歴などプライバシーに踏み込むような）細かな項目の記入に際してのハードルは高くないという印象。
- ・年収・貯蓄については両方の様式でわかるが、支出に関してはロング様式でしかわからない。地方別の結果だとバラつきが出ると考えられ、補正が複雑になると思われる。どのように乗率を決めるのかについては、今後さらなる議論を行う必要がある。

- ・サンプルサイズ確保のためにショートフォーム調査を行った結果、ロングフォーム調査と世帯属性がかけ離れていないか注意する必要がある。
- ・調査票は二人以上の世帯用と単身世帯用で分け、ショート・ロングの様式はできるだけ同じものとしたほうがやりやすいのではないか。
- ・ショートフォーム調査では消費支出の実態を捉えるための調査項目が存在しない。むしろ、ショートフォーム調査においては、年収や貯蓄に関する実態の把握が重視されていることから、「全国消費実態調査」という名称も含め、家計統計のあり方を問い合わせ直す必要があるのではないか。
- ・今回の大幅な変更を実施すると、元々の「全国消費実態調査」の意味が変わってくる可能性もあるので、名称も含めて検討していく必要がある。

(3) その他（全体を通して）

- ・調査の実施時期について、10・11月の実施とすると消費税率改定による反動減の影響が直接出てくると考えられ、その結果を生活保護の給付基準の検討などにそのまま用いると、国会で問題とされる可能性が高い。だから、9・10月にすべきということではないが、消費税が引き上げられた場合、様々な対策を取ったとしても消費への下押しの圧力が出てくることが予想される。したがって、（統計委員会に諮問を行う前に）この問題に対する答えを用意しておく必要がある。この分科会メンバー、各府省ともよく相談させていただきたい。